



# 栃木県公報

令和6(2024)年  
3月29日(金)  
号外  
第29号

## 目次

### 規則

○栃木県公有財産事務取扱規則の一部改正	1
○栃木県県税条例施行規則の一部改正	4
○栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正	10
○栃木県医療法施行細則の一部改正	25
○栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正	34
○栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の一部改正	34
○指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部改正	40
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正	42
○児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部改正	53

### 訓令

○県立児童福祉施設等職員被服貸与規程の廃止	54
-----------------------	----

### 監査委員

○栃木県監査委員事務局規程の一部改正	54
--------------------	----

## 規則

### 栃木県規則第16号

栃木県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

栃木県公有財産事務取扱規則（昭和52年栃木県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公有財産事務の分掌)</p> <p><b>第4条</b> 部局の事務又は事業の用に供する行政財産の取得（交換による取得を除く。）及び管理に関する事務は、当該部局の長（教育委員会事務局にあっては、学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関する事務を除き、教育次長。以下「部局長」という。）が分掌する。</p> <p>2 行政財産の交換による取得並びに普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、経営管理部長</p>	<p>(公有財産事務の分掌)</p> <p><b>第4条</b> 部局の事務又は事業の用に供する行政財産の取得（交換による取得を除く。）及び管理に関する事務は、当該部局の長（教育委員会事務局にあっては、学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関する事務を除き、教育次長。以下「部局長」という。）が分掌する。<u>ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項若しくは第3項（同条第4項で準用する場合を含む。）の規定により行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する事務及び同条第7項の規定によりその使用を許可する事務は、経営管理部長が分掌するものとする。</u></p> <p>2 行政財産の交換による取得並びに普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、経営管理部長</p>

が分掌する。ただし、次に掲げる財産については、当該事務又は事業を行う部局長が分掌するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 県営林\_\_\_\_\_（栃木県営林事業特別会計に属する立木及び地上権をいう。以下同じ。）

(4) 略

3 略

（公有財産事務の合議）

**第6条** 部局長は、公有財産の取得、管理又は処分について次の各号のいずれかに該当するときは、経営管理部長に合議しなければならない。ただし、経営管理部長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 普通財産（廃道敷、廃川敷、県営林\_\_\_\_\_及び土地改良財産を除く。）の売払い、交換又は譲与をしようとするとき。

(5)～(7) 略

（財産管理者の指定）

**第8条** 部局長は、その部局の課の長（以下「課長」という。）又は公所の長のうちから財産管理者を指定し、公有財産\_\_\_\_\_に関する事務を行わせるものとする。

2 略

（新築等）

**第12条** 部局長は、建設工事を所掌する課長に建物の新築、増築又は移改築に関する工事を依頼しようとするときは、あらかじめ経営管理部長に協議しなければならない。

2・3 略

**4** 部局長は、第2項の規定により引継ぎを受けたときは、直ちに当該公有財産の増減の事由その他必要な事項を財産管理者及び経営管理部長に通知しなければならない。

（管理替え）

**第22条** 略

2 部局長は、前項の規定により管理替え（土地又は建物に係るものに限る。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類及び関係図面を作成しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) その他必要な事項

（所管替え）

**第23条**

が分掌する。ただし、次に掲げる物件については、当該事務又は事業を行う部局長が分掌するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 県営林の立木（栃木県営林事業特別会計に属する立木\_\_\_\_\_をいう。以下同じ。）

(4) 略

3 略

（公有財産事務の合議）

**第6条** 部局長は、公有財産の取得、管理又は処分について次の各号のいずれかに該当するときは、経営管理部長に合議しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 普通財産（廃道敷、廃川敷、県営林の立木及び土地改良財産を除く。）の売払い、交換又は譲与をしようとするとき。

(5)～(7) 略

（財産管理者の指定）

**第8条** 部局長は、その部局の課の長（以下「課長」という。）又は公所の長のうちから財産管理者を指定し、公有財産の管理に関する事務を行わせるものとする。

2 略

（新築等）

**第12条**

①・2 略

**3** 部局長は、第1項の規定により引継ぎを受けたときは、直ちに当該公有財産の増減の事由その他必要な事項を財産管理者及び経営管理部長に通知しなければならない。

（管理替え）

**第22条** 略

2 部局長は、前項の規定により管理替え（土地又は建物に係るものに限る。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類に關係図面を添えて、あらかじめ経営管理部長に協議しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 意見その他参考となる事項

（所管替え）

**第23条** 所管替え（部局相互間の公有財産の異動を

① 所管替え（部局相互間の公有財産の異動をいう。以下同じ。）をし、又は受けようとする部局長 \_\_\_\_\_ は、次に掲げる事項を記載した書類に関係図面を添えて、あらかじめ当該所管替えの相手方である部局長に協議しなければならない。

(1)～(3) 略

（分類替え）

**第24条** 部局長は、公有財産の管理上必要があると認めるときは、分類替え（普通財産を行政財産に変更することをいう。以下同じ。）をすることができる。

（用途廃止）

**第25条** 土地又は建物の用途廃止（行政財産の用途を廃止することをいう。以下同じ。）をしようとする部局長は、軽易又は定例的なものを除き、当該用途廃止をしようとする日の30日前までに経営管理部長に協議しなければならない。ただし、 \_\_\_\_\_ 土地改良財産の用途廃止をする場合は、この限りでない。

（公有財産の引継ぎ）

**第27条** 部局長は、公有財産の管理替え、所管替え、分類替え又は用途廃止をしたときは、財産管理者に \_\_\_\_\_ 当該公有財産の引継ぎをさせなければならない。

2・3 略

（供用）

**第29条**

① 供用（公有財産を、その用途又は目的を妨げない限度において他の部局の用に供することをいう。以下同じ。）をし、又は受けようとする部局長は、次に掲げる事項を記載した書類に 関係図面を添えて、あらかじめ当該供用の相手方である部局長に協議しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

（地区編入等の報告）

いう。以下同じ。）を受けようとする部局長は、当該公有財産を所管する部局長に協議しなければならない。

2 部局長は、その所管に属する公有財産（土地又は建物に限る。）を前項の規定により所管替えをしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類に 関係図面を添えて、あらかじめ経営管理部長 \_\_\_\_\_ に協議しなければならない。

(1)～(3) 略

（分類替え）

**第24条** 分類替え（普通財産を行政財産に変更することをいう。以下同じ。）をしようとする部局長は、経営管理部長に協議しなければならない。

（用途廃止）

**第25条** \_\_\_\_\_ 用途廃止（行政財産の用途を廃止することをいう。以下同じ。）をしようとする部局長は、 \_\_\_\_\_ 用途廃止をしようとする日の30日前までに経営管理部長に協議しなければならない。ただし、 県営林の立木及び土地改良財産の用途廃止をする場合は、この限りでない。

（公有財産の引継ぎ）

**第27条** 部局長は、公有財産の管理替え、所管替え、分類替え又は用途廃止をしたときは、公有財産引継指示書（別記様式第14号）により財産管理者に通知するとともに当該公有財産の引継ぎをさせなければならない。

2・3 略

（供用）

**第29条** 供用（公有財産を、その用途又は目的を妨げない限度において他の部局の用に供することをいう。以下同じ。）を受けようとする部局長は、当該公有財産を所管する部局長に協議しなければならない。

2 部局長は、その所管に属する公有財産（土地又は建物に限る。）を前項の規定により供用をしようとするとき \_\_\_\_\_

は、次に掲げる事項を記載した書類に 関係図面を添えて、あらかじめ経営管理部長 \_\_\_\_\_ に協議しなければならない。

(1)～(3) 略

3 略

（地区編入等の事前協議）

**第30条** 部局長は、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）その他の法令により公有財産が土地改良事業施行地区、土地区画整理事業施行地区その他の事業施行地区に編入されることについて同意を与えたときは、次に掲げる事項を記載した書類に係る図面を添えて、経営管理部長に報告しなければならない。

(1)～(3) 略

（公有財産の異動協議）

**第30条の2** 第23条、第25条及び第29条の規定による協議は、公有財産異動協議書（別記様式第18号）により行うものとする。

（使用許可等）

**第34条** 略

2 略

3 部局長は、行政財産の使用許可又は不許可の決定をしたときは、経営管理部長を経由して申請者に通知するものとする。

4 略

（財産台帳附属図面）

**第63条** 財産管理者は、土地、建物及び工作物については、別に定めるところにより作成した図面を財産台帳に附属させておかなければならない。

（通知、報告等）

**第64条の2** 部局長及び財産管理者は、第11条第5項、第12条第4項、第15条、第17条、第27条第3項、第28条第2項、第29条第2項、第30条、第32条第1項及び第2項、第36条第3項並びに第37条（これらの規定を第46条において準用する場合を含む。）並びに第58条の規定による通知、報告等については、別に定めるところにより行うものとする。

**第30条** 部局長は、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）その他の法令により公有財産が土地改良事業施行地区、土地区画整理事業施行地区その他の事業施行地区に編入されることについて同意を与える必要があるときは、次に掲げる事項を記載した書類に係る図面を添えて、あらかじめ経営管理部長に協議しなければならない。

(1)～(3) 略

（公有財産の異動協議）

**第30条の2** 第22条から第25条まで及び前2条の規定による協議は、公有財産異動協議書（別記様式第18号）により行うものとする。

（使用許可等）

**第34条** 略

2 略

3 経営管理部長は、行政財産の使用許可又は不許可の決定がなされたときは、当該財産を所管する部局長及び財産管理者を経由して申請者に通知するものとする。

4 略

（財産台帳附属図面）

**第63条** 財産管理者は、土地、建物及び工作物については、別表第3の公有財産図面作成基準により作成した図面を財産台帳に附属させておかなければならない。

（通知、報告等）

**第64条の2** 部局長及び財産管理者は、第11条第5項、第12条第3項、第15条、第17条、第27条第3項、第28条第2項、第29条第3項、第32条第1項及び第2項、第36条第3項並びに第37条（これらの規定を第46条において準用する場合を含む。）並びに第58条の規定による通知、報告等については、別に定めるところにより行うものとする。

別表第3を削る。

別記様式第13号及び別記様式第14号を次のように改める。

**別記様式第13号及び別記様式第14号** 削除

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。

（管財課）

**栃木県規則第17号**

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県税条例施行規則（平成17年栃木県規則第13号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第5条</b> 削除</p>	<p>(<u>収納の事務を委託することができる基準</u>)  <b>第5条</b> <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）</u>  <u>第158条の2第1項に規定する規則で定める基準</u>  <u>は、次に掲げるものとする。</u>  <u>(1) 委託する事務又はこれに類する事務について</u>  <u>相当の知識及び経験を有していること。</u>  <u>(2) 徴収金の収納の事務を遂行するに足りる事業</u>  <u>規模を有し、かつ、財務内容その他の経営の状</u>  <u>況が良好であること。</u>  <u>(3) 収納した徴収金を遅滞なく県の指定金融機関</u>  <u>に払い込むことができ、かつ、当該徴収金の収</u>  <u>納に関する事項を正確に記録し、及び遅滞なく</u>  <u>知事に報告することができること。</u></p>

別記様式第44号及び別記様式第45号を次のように改める。

別記様式第44号 (第24条関係)

年度個人県民税調定額報告書

第 号  
年 月 日

栃木県 県税事務所長 様

市町村長

次のとおり報告します。

県民税調定額	区分	前年度課税額のうち 本年度調定額①	本年度課税額			本年度調定額 ①+②
			本年度調定額②	翌年度調定額	計	
	普通徴収分					
	特別徴収分					
	小計					(A)
	分離課税分					
	合計					
市町村民税調定額	区分	前年度課税額のうち 本年度調定額③	本年度課税額			本年度調定額 ③+④
			本年度調定額④	翌年度調定額	計	
	普通徴収分					
	特別徴収分					
	小計					(B)
	分離課税分					
	合計					
森林環境税調定額	区分	前年度課税額のうち 本年度調定額⑤	本年度課税額			本年度調定額 ⑤+⑥
			本年度調定額⑥	翌年度調定額	計	
	普通徴収分					
	特別徴収分					
	合計					(C)
県民税市町村民税・森林環境税調定額	区分	前年度課税額のうち 本年度調定額⑦	本年度課税額			本年度調定額 ⑦+⑧
			本年度調定額⑧	翌年度調定額	計	
	普通徴収分					
	特別徴収分					
	小計					
	分離課税分					
	合計					
県民税の納税者数	区分	普通徴収の者	特別徴収の者	計		
	均等割額のみ					
	均等割額及び所得割額の合算額					
	分離課税に係る者					
	合計					
あん分率	個人県民税令和6年度以降	$\frac{(A)}{(A)+(B)+(C)}$				
	個人県民税令和5年度以前	$\frac{(A)}{(A)+(B)}$				
	森林環境税	$\frac{(C)}{(A)+(B)+(C)}$				

備考

- この報告書は、毎年6月30日までに提出すること。
- あん分率は、分離課税分を除いた額の割合によること。
- 県民税の納税者数は、本年度課税額の人員を記載すること。

別記様式第45号 (第24条関係)

年度個人県民税調定額変更報告書	
栃木県 県税事務所長 様	第 号 年 月 日
市町村長	
次のとおり報告します。	

当初調定額	区分	前年度課税額のうち	本年度課税額			本年度調定額
		本年度調定額①	本年度調定額②	翌年度調定額	計	①+②
	普通徴収分					
	特別徴収分					
	分離課税分					
	合計					
増減額	区分	前年度課税額のうち	本年度課税額			本年度調定額
		本年度調定額③	本年度調定額④	翌年度調定額	計	③+④
	普通徴収分					
	特別徴収分					
	分離課税分					
	合計					
差引計	区分	前年度課税額のうち	本年度課税額			本年度調定額
		本年度調定額⑤	本年度調定額⑥	翌年度調定額	計	⑤+⑥
	普通徴収分					
	特別徴収分					
	分離課税分					
	合計					(A)
県民税の納税者数	区分	普通徴収の者	特別徴収の者	計		
	均等割額のみ					
	均等割額及び所得割額の合算額					
	分離課税に係る者					
	合計					
あん分率	県民税調定額 (A)					
	市町村民税調定額 (B)					
	森林環境税調定額 (C)					
	個人県民税	$\frac{(A)}{(A) + (B) + (C)}$				
	あん分率 (令和6年度以降)	$\frac{(A)}{(A) + (B) + (C)}$				
	個人県民税	$\frac{(A)}{(A) + (B)}$				
あん分率 (令和5年度以前)	$\frac{(A)}{(A) + (B)}$					
森林環境税	$\frac{(C)}{(A) + (B) + (C)}$					
あん分率	$\frac{(C)}{(A) + (B) + (C)}$					

備考

- 1 この報告書は、毎年3月31日現在で作成し、4月30日までに提出すること。
- 2 この報告書のあん分率は、当該年度の確定あん分率となるものであること。
- 3 県民税の納税者数は、本年度課税額の人員を記載すること。

別記様式第47号及び別記様式第48号を次のように改める。

別記様式第47号 (第24条関係)

年度 個人県民税例月報告書 ( 年 月 実績分)

栃木県 県税事務所長 様

市町村長

第 年 月 日 号

次のとおり報告します。

区分	調定額 ①	収入済額 ②	還付未済額 ③	不納欠損額 ④	収入未済額 ①-②+③-④	備考	
							前月分 県民税、市町村民税 及び森林環境税の徴 収金の合計額
現年度分							
滞納繰越分							
うち令和6年度以降課税分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
うち令和5年度以前課税分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
合計							
現年度分							
滞納繰越分							
うち令和6年度以降課税分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
うち令和5年度以前課税分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
合計							
区分	前月分 県民税、市町村民税 及び森林環境税の徴 収金の合計額	本月分 県民税、市町村民税 及び森林環境税の徴 収金の合計額	前月分 払込額	本月分 払込額	果 県民税、市町村民税 及び森林環境税の徴 収金の合計額	計 払込額	適用あん分率
現年度分							
滞納繰越分							
うち令和6年度以降課税分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
うち令和5年度以前課税分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合計							
現年度分							
滞納繰越分							
うち令和6年度以降課税分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
うち令和5年度以前課税分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合計							

備考

1 市町村民税・森林環境税計の①の額は前月末現在の額を、②～④の額は前月末現在の累計額を記載すること。

2 県民税の①～④の額は、県市町村民税・森林環境税計の①～④の額に適用あん分率を乗じて得た額を記載すること。



別記様式第48号 (第24条関係)

年度個人県民税徴収状況報告書

区	分	調		定		入		還		不		入		号
		件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	件	額	
栃木県 県税事務所長 様 市町村長	現													第
	滞													年
	納													月
	越													日
県民税	分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	合													
県市町村 民税・森林 環境税計	現													
	滞													
	納													
	越													
県民税	分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	合													
県市町村 民税・森林 環境税計	現													
	滞													
	納													
	越													
県民税	分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	合													
備考	徴													
	納													
	滞													
	越													
備考	分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	合													

備考

- 1 件数は、納税者数を記載すること。
- 2 県民税の税額（収入未済に係る税額を除く。）は、県市町村民税・森林環境税計の税額に当該年度の確定あん分率を乗じて得た額を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(収納の事務を委託することができる基準に関する経過措置)
- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条の規定により地方税の収納に関する事務を行わせる場合には、この規則による改正前の栃木県県税条例施行規則第5条の規定は、なおその効力を有する。  
(個人の県民税に関する経過措置)
- 3 改正後の別記様式第44号、別記様式第45号、別記様式第47号及び別記様式第48号の規定は、令和6年4月以後の期間に係る報告について適用し、同月前の期間に係る報告については、なお従前の例による。  
(税務課)

栃木県規則第18号

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年栃木県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第2（第3条関係）</b>		<b>別表第2（第3条関係）</b>	
1 建築物		1 建築物	
整備箇所	整備基準	整備箇所	整備基準
1 出入口	直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 略 (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子を使用している者（以下「 <u>車椅子使用者</u> 」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (3) <u>車椅子使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと。	1 出入口	直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 略 (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は <u>車いす</u> を使用している者（以下「 <u>車いす使用者</u> 」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (3) <u>車いす使用者</u> が通過する際に支障となる段を設けないこと。
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1)・(2) 略 (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の	2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1)・(2) 略 (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の

項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

ア 略

イ 廊下等の末端の付近の構造は車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分設けること。

ウ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。

エ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項の(3)に定める構造のエレベーター及び車椅子使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)までの廊下等(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる施設を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める

項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

ア 略

イ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分設けること。

ウ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。

エ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項の(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)までの廊下等

には、視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる施設を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める

	<p>構造とすること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>勾配</u>は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分（<u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。</u>）には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。<u>ただし、視覚障害者の利用上支障がない場合においては、この限りでない。</u></p>		<p>構造とすること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>こう配</u>は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分 _____</p> <p>_____</p> <p>_____には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。</p>
<p>3 階段（その踊場を含む。以下同じ。）</p>	<p>直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（当該公共的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、次の(1)から(4)までに定める構造）とすること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分（<u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。</u>）には、注意喚起用床材を敷設すること。<u>ただし、視覚障害者の利用上支障がない場合においては、この限りでない。</u></p>	<p>3 階段（その踊場を含む。以下同じ。）</p> <p>直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（当該公共的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、次の(1)から(4)までに定める構造）とすること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分 _____</p> <p>_____</p> <p>_____には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>	<p>直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（当該公共的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、次の(1)から(4)までに定める構造）とすること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分 _____</p> <p>_____</p> <p>_____には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>
<p>4 エレベーター</p>	<p>直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____次</p>	<p>4 エレベーター</p> <p>直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、 <u>かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階）にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。</u>）に停止する次</p>	<p>直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、 <u>かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階）にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。</u>）に停止する次</p>

に定める構造のエレベーターを設けること。

- (1) 籠は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）又は車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）がある階及び地上階に停止すること。
- (2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 籠の奥行きは、\_\_\_\_\_135センチメートル以上とすること。
- (4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- (5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (6) 籠内に\_\_\_\_\_、籠が停止する予定の階\_\_\_\_\_及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (7) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- (8) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。
- (9) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
- (10) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害

に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等（条例第1条の「高齢者、障害者等」をいう。以下同じ。）が享受又は購入することができる措置を講じる場合においては、この限りでない。

- (1) かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。
- (2) かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。
- (3) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。
- (4) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (5) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (6) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。
- (7) かご内及び乗降ロビーに

者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、(1)から(9)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がない場合においては、この限りでない。

ア 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

イ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ウ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

(11) エレベーターの付近に、当該エレベーターがある旨を見やすい方法により表示すること。

は、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(8) かが内及び乗降ロビーに設ける制御装置（(7)に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。

(9) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。

(10) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

5 便所

(1) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

ア 車椅子使用者用便房  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_が設けられていること。

イ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

5 便所

(1) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）が設けられていること。

イ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

	<p>ウ <u>車椅子使用者用便房</u>の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、<u>車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造</u>とすること。</p> <p>(2) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置式の小便器、<u>壁掛式の小便器</u>（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）<u>その他これらに類する小便器（以下「床置式の小便器等」という。）</u>がある便所を1以上設けること。</p> <p>(3) <u>便所の付近に、当該便所がある旨を見やすい方法により表示すること。</u></p> <p>(4) <u>便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けるよう努めること。</u></p>		<p>ウ <u>車いす使用者用便房</u>の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、<u>車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造</u>とすること。</p> <p>(2) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置式の小便器_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____がある便所を1以上設けること。</p>
<p>6 駐車場</p>	<p>(1) 駐車場には、<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を設けること。</p> <p>(2) <u>車椅子使用者用駐車施設</u>は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア <u>車椅子使用者用駐車施設</u>は、当該<u>車椅子使用者用駐車施設</u>へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該<u>車椅子使用者用駐車施設</u>に至る経路（(3)に定める構造の駐車場の通路又は7の項の(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>車椅子使用者用</u>である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) <u>車椅子使用者用駐車施設</u>へ通ずる出入口から<u>車椅子使用者用駐車施設</u>に至る駐車場の通路は、7の項の(1)から(3)までに定める構造とすること。</p>	<p>6 駐車場</p>	<p>(1) 駐車場には、<u>車いす使用者用駐車施設</u>を設けること。</p> <p>(2) <u>車いす使用者用駐車施設</u>は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア <u>車いす使用者用駐車施設</u>は、当該<u>車いす使用者用駐車施設</u>へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該<u>車いす使用者用駐車施設</u>に至る経路（(3)に定める構造の駐車場の通路又は7の項の(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>車いす使用者用</u>である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) <u>車いす使用者用駐車施設</u>へ通ずる出入口から<u>車いす使用者用駐車施設</u>に至る駐車場の通路は、7の項の(1)から(3)までに定める構造とすること。</p>

7 敷地内の 通路	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は<u>車椅子使用者用駐車施設</u>に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は<u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u>を設けること。</p> <p>(4) 公共的施設（一般公共の用に供される自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路（<u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。</u>）は、次に定める構造とすること。<u>ただし、視覚障害者の利用上支障がない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(5) 略</p>	7 敷地内の 通路	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は<u>車いす使用者用駐車施設</u>に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は<u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u>を設けること。</p> <p>(4) 公共的施設（一般公共の用に供される自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路_____</p> <p>_____は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(5) 略</p>
8 洗面所	<p>洗面所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する洗面所を1以上設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>車椅子使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に<u>車椅子使用者</u>が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(3) 略</p>	8 洗面所	<p>洗面所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する洗面所を1以上設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>車いす使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に<u>車いす使用者</u>が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(3) 略</p>



<p>9 共同浴室</p>	<p>浴室を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）においては、次に定める構造の浴室を1以上設けること。                  (1)～(3) 略                  (4) 脱衣場及び洗い場の出入口には、<u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。                  (5)～(7) 略</p>	<p>9 共同浴室</p>	<p>浴室を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）においては、次に定める構造の浴室を1以上設けること。                  (1)～(3) 略                  (4) 脱衣場及び洗い場の出入口には、<u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。                  (5)～(7) 略</p>
<p>10 客席及び観覧席（以下「客席等」という。）</p>	<p>(1) 客席等（固定式のものに限る。以下同じ。）を有する施設には、次に定める構造の<u>車椅子使用者</u>が利用できる部分（以下「<u>車椅子使用者用席</u>」という。）を客席等の総数が500以下の場合にあっては2以上、500を超える場合にあってはその総数に500分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。）に2を加えて得た数以上設けること。                  ア・イ 略                  ウ <u>車椅子使用者用席</u>の後方に<u>車椅子使用者</u>の出入り及び転回に支障のない部分を設けること。                  (2) 客席等のある室の1の項に定める構造の出入口から(1)に定める構造の各<u>車椅子使用者用席</u>に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。                  ア・イ 略                  (3) 略</p>	<p>10 客席及び観覧席（以下「客席等」という。）</p>	<p>(1) 客席等（固定式のものに限る。以下同じ。）を有する施設には、次に定める構造の<u>車いす使用者</u>が利用できる部分（以下「<u>車いす使用者用席</u>」という。）を客席等の総数が500以下の場合にあっては2以上、500を超える場合にあってはその総数に500分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。）に2を加えて得た数以上設けること。                  ア・イ 略                  ウ <u>車いす使用者用席</u>の後方に<u>車いす使用者</u>の出入り及び転回に支障のない部分を設けること。                  (2) 客席等のある室の1の項に定める構造の出入口から(1)に定める構造の各<u>車いす使用者用席</u>に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。                  ア・イ 略                  (3) 略</p>
<p>11 受付カウンター及び記載台（以下「受付カウンター等」という。）</p>	<p>(1) 受付カウンター等を設ける場合においては、<u>車椅子使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に<u>車椅子使用者</u>が利用しやすい空間を設けた受付カウンター等を1以上設けるよう努めること。                  (2) 略</p>	<p>11 受付カウンター及び記載台（以下「受付カウンター等」という。）</p>	<p>(1) 受付カウンター等を設ける場合においては、<u>車いす使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に<u>車いす使用者</u>が利用しやすい空間を設けた受付カウンター等を1以上設けるよう努めること。                  (2) 略</p>
<p>12 公衆電話所</p>	<p>公衆電話所を設ける場合においては、当該公衆電話所は、次に定める構造とするよう努めること。                  (1) 公衆電話機を設置するため</p>	<p>12 公衆電話所</p>	<p>公衆電話所を設ける場合においては、当該公衆電話所は、次に定める構造とするよう努めること。                  (1) 公衆電話機を設置するため</p>

	<p>の台のうち1以上のものは、<u>車椅子使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に<u>車椅子使用者</u>が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>		<p>の台のうち1以上のものは、<u>車いす使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に<u>車いす使用者</u>が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>
13・14 略		13・14 略	
15 水飲器	<p>水飲器を設ける場合においては、当該水飲器は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 水飲器のうち1以上のものは、<u>車椅子使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に<u>車椅子使用者</u>が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>車椅子使用者</u>の利用に配慮した空間を水飲器の周囲に確保すること。</p>	15 水飲器	<p>水飲器を設ける場合においては、当該水飲器は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 水飲器のうち1以上のものは、<u>車いす使用者</u>の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に<u>車いす使用者</u>が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>車いす使用者</u>の利用に配慮した空間を水飲器の周囲に確保すること。</p>
16 券売機及び自動販売機（以下「券売機等」という。）	<p>券売機等を設ける場合においては、当該券売機等は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) <u>車椅子使用者</u>が円滑に利用できるように配慮した券売機等を1以上設けること。</p> <p>(2) 略</p>	16 券売機及び自動販売機（以下「券売機等」という。）	<p>券売機等を設ける場合においては、当該券売機等は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) <u>車いす使用者</u>が円滑に利用できるように配慮した券売機等を1以上設けること。</p> <p>(2) 略</p>
17 略		17 略	
18 更衣室及びシャワー室（以下「更衣室等」という。）	<p>更衣室等を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）には、次に定める構造の更衣室等を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 更衣ブース及びシャワーブースの出入口には、<u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(5)～(7) 略</p>	18 更衣室及びシャワー室（以下「更衣室等」という。）	<p>更衣室等を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）には、次に定める構造の更衣室等を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 更衣ブース及びシャワーブースの出入口には、<u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(5)～(7) 略</p>
19 客室	<p>ホテル又は旅館にあっては、客室のうち1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) <u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に配置すること。</p> <p>(2) <u>車椅子使用者用便房</u> _____ を設けること。</p> <p>(3) <u>車椅子使用者</u>が円滑に利用</p>	19 客室	<p>ホテル又は旅館にあっては、客室のうち1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) <u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に配置すること。</p> <p>(2) <u>5の項の(1)に定める車いす使用者対応便房</u>を設けること。</p> <p>(3) <u>車いす使用者</u>が円滑に利用</p>

	<p>することができる浴室を設けること。ただし、当該客室のあるホテル又は旅館に9の項に定める構造の共同浴室を設ける場合においては、この限りでない。</p>		<p>することができる浴室を設けること。ただし、当該客室のあるホテル又は旅館に9の項に定める構造の共同浴室を設ける場合においては、この限りでない。</p>
20 改札口及びレジ通路 (商品等の代金を支払う場所における通路をいう。) (以下「改札口等」という。)	<p>改札口等を設ける場合においては、次に定める構造の改札口等を1以上設けること。 (1) 略 (2) <u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (3) 略</p>	20 改札口及びレジ通路 (商品等の代金を支払う場所における通路をいう。) (以下「改札口等」という。)	<p>改札口等を設ける場合においては、次に定める構造の改札口等を1以上設けること。 (1) 略 (2) <u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (3) 略</p>
21 略		21 略	
2 公園等		2 公園等	
整備箇所	整備基準	整備箇所	整備基準
1 出入口	<p>公園の1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 略 (2) 原則として、<u>車椅子使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、当該段差を2センチメートル以下とするか又は<u>勾配</u>10パーセント以下の傾斜路を設けること。 (3)・(4) 略</p>	1 出入口	<p>公園の1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 略 (2) 原則として、<u>車いす使用者</u>が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、当該段差を2センチメートル以下とするか又は<u>こう配</u>10パーセント以下の傾斜路を設けること。 (3)・(4) 略</p>
2 園路	<p>1の項に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とすること。 (1) 略 (2) <u>縦断勾配</u>は、8.5パーセント以下とすること。 (3) 略 (4) 園路を横断する排水溝を設ける場合には、つえ、<u>車椅子</u>のキャスター等が落ち込まない構造とすること。 (5)・(6) 略</p>	2 園路	<p>1の項に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とすること。 (1) 略 (2) <u>縦断こう配</u>は、8.5パーセント以下とすること。 (3) 略 (4) 園路を横断する排水溝を設ける場合には、つえ、<u>車いす</u>のキャスター等が落ち込まない構造とすること。 (5)・(6) 略</p>
3～7 略		3～7 略	
3 道路		3 道路	
整備箇所	整備基準	整備箇所	整備基準
1 歩道等	<p>歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 (1) 略</p>	1 歩道等	<p>歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 (1) 略</p>

- (2) 幅員は、車椅子使用者が円滑に通行できるものとする事。
- (3) 歩道に排水溝を設ける場合には、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。
- (4) 歩道の巻込部及び横断歩道における歩道と車道とのすりつけ並びに横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけは、車椅子使用者が通過する際に支障とならないものとする事。
- (5) 略

- (2) 幅員は、車いす使用者が円滑に通行できるものとする事。
- (3) 歩道に排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。
- (4) 歩道の巻込部及び横断歩道における歩道と車道とのすりつけ並びに横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけは、車いす使用者が通過する際に支障とならないものとする事。
- (5) 略

2・3 略

2・3 略

4 建築物以外の公共交通機関の施設

4 建築物以外の公共交通機関の施設

整備箇所	整備基準
1・2 略	
3 通路その他これに類するもの (以下「通路等」という。)	通路等は、次に定める構造とすること。 (1)・(2) 略 (3) 2の項に定める構造の改札口から乗降場に至る <u>全て</u> の経路に高低差がある場合には、1以上の経路となる通路等に第1号の表2の項の(3)のウに定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊場又は <u>車椅子用特殊構造昇降機</u> を設けること。
4 略	
5 エレベーター	2の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に5メートル以上の高低差が生ずる箇所がある場合においては、当該箇所に第1号の表4の項の(1)から(11)までに定める構造のエレベーターを設けるよう努めること。
6～9 略	

整備箇所	整備基準
1・2 略	
3 通路その他これに類するもの (以下「通路等」という。)	通路等は、次に定める構造とすること。 (1)・(2) 略 (3) 2の項に定める構造の改札口から乗降場に至る <u>すべて</u> の経路に高低差がある場合には、1以上の経路となる通路等に第1号の表2の項の(3)のウに定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊場又は <u>車いす用特殊構造昇降機</u> を設けること。
4 略	
5 エレベーター	2の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に5メートル以上の高低差が生ずる箇所がある場合においては、当該箇所に第1号の表4の項の(1)から(7)までに定める構造のエレベーターを設けるよう努めること。
6～9 略	

5 建築物以外の路外駐車場

5 建築物以外の路外駐車場

整備箇所	整備基準
路外駐車場	路外駐車場を設ける場合においては、次に定める構造の <u>車椅子使用者用駐車施設</u> を1以上設けること。 (1) <u>車椅子使用者用駐車施設</u> は、出入口から当該 <u>車椅子使用者用駐車施設</u> に至る経路の距離ができるだけ短くなる位

整備箇所	整備基準
路外駐車場	路外駐車場を設ける場合においては、次に定める構造の <u>車いす使用者用駐車施設</u> を1以上設けること。 (1) <u>車いす使用者用駐車施設</u> は、出入口から当該 <u>車いす使用者用駐車施設</u> に至る経路の距離ができるだけ短くなる位

置に設け、かつ、その通路は、第1号の表の7の項の(1)から(3)までに定める構造とすること。  
 (2) 略  
 (3) 車椅子使用者用であることを見やすい方法により表示すること。

置に設け、かつ、その通路は、第1号の表の7の項の(1)から(3)までに定める構造とすること。  
 (2) 略  
 (3) 車いす使用者用であることを見やすい方法により表示すること。

別表第3 (第4条関係)

区分	図 書	
	種類	明示すべき事項
建築物	略	
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、特定施設及びその出入口の位置、駐車場の位置、駐車場のうち <u>車椅子使用者</u> が円滑に利用できる部分の位置及び幅、敷地内の通路の位置及び幅員、敷地内の通路に設けられる <u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u> 、手すり及び視覚障害者用床材の位置並びに敷地内の通路の位置
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定施設の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、受付等の位置、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる <u>車椅子使用者用特殊構造昇降機</u> 、特定施設を利用する者の休憩の用に供するための設備、突出物、手すり及び視覚障害者用床材の位置、幅及び形状、階段の位置、階段に設けられる手すり及び視覚障害者用床材の位置、エレベーターの位置、 <u>車椅子使用者用便房</u> のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房のある便所、 <u>床置き式の小便器等</u> のある便所及びこれら以外の便所の位置、駐車場の位置、駐車場のうち <u>車椅子使用者</u> が円滑に利用できる部分の位置及び幅、駐車場へ通ずる出入口から当該部分に至る駐車場の内の通路の位置及び幅、当該通路

別表第3 (第4条関係)

区分	図 書	
	種類	明示すべき事項
建築物	略	
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、特定施設及びその出入口の位置、駐車場の位置、駐車場のうち <u>車いす使用者</u> が円滑に利用できる部分の位置及び幅、敷地内の通路の位置及び幅員、敷地内の通路に設けられる <u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u> 、手すり及び視覚障害者用床材の位置並びに敷地内の通路の位置
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定施設の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、受付等の位置、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる <u>車いす使用者用特殊構造昇降機</u> 、特定施設を利用する者の休憩の用に供するための設備、突出物、手すり及び視覚障害者用床材の位置、幅及び形状、階段の位置、階段に設けられる手すり及び視覚障害者用床材の位置、エレベーターの位置、 <u>車いす使用者用便房</u> のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房のある便所、 <u>床置き式の小便器</u> のある便所及びこれら以外の便所の位置、駐車場の位置、駐車場のうち <u>車いす使用者</u> が円滑に利用できる部分の位置及び幅、駐車場へ通ずる出入口から当該部分に至る駐車場の内の通路の位置及び幅、当該通路

		に設けられる車椅子使用者用特殊構造昇降機の位置、洗面所の位置、共同浴室の位置、客席等の位置、受付カウンター等の位置、公衆電話所の位置、休憩所の位置、授乳場所の位置、水飲器の位置、券売機等の位置、案内表示等の位置、更衣室等の位置、客室の位置、改札口等の位置並びにエスカレーターの位置			に設けられる車いす使用者用特殊構造昇降機の位置、洗面所の位置、共同浴室の位置、客席等の位置、受付カウンター等の位置、公衆電話所の位置、休憩所の位置、授乳場所の位置、水飲器の位置、券売機等の位置、案内表示等の位置、更衣室等の位置、客室の位置、改札口等の位置並びにエスカレーターの位置
公園等	略		公園等	略	
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員並びに出入口の位置及び幅、出入口に設けられる誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、主要な園路の位置、幅及び縦断勾配、園路に設けられる傾斜路の位置、幅及び手すりの位置、園路に設けられる誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、車椅子使用者用駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置		平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員並びに出入口の位置及び幅、出入口に設けられる誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、主要な園路の位置、幅及び縦断こう配、園路に設けられる傾斜路の位置、幅及び手すりの位置、園路に設けられる誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、車いす使用者用駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置
	略			略	
建築物以外の路外駐車場	略		建築物以外の路外駐車場	略	
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員並びに出入口の位置及び幅、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、車椅子使用者用駐車施設から出入口までの位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置		平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員並びに出入口の位置及び幅、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、車いす使用者用駐車施設から出入口までの位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置

別記様式第2号(その1)中「車いす使用者が通過」を「車椅子使用者が通過」に、「車いす転回スペース」を「車椅子転回スペース」に、「こう配」を「勾配」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に、

4 エレベーター	エレベーター(不特定かつ多数の者の利用に供するもの)を設置する場合の構造	有	無	
	① かごの床面積は、1.83㎡以上＝ cm× cm	有	無	
	② かごの奥行きは、135cm以上	有	無	
	③ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないもの	有	無	
	④ かごの停止予定階、現在位置を表示する装置の設置	有	無	
	⑤ 音声で到着階、戸の閉鎖を知らせる装置の設置	有	無	
	⑥ 出入口の幅は、80cm以上	有	無	

を



⑦	かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい制御装置を設置	有	無	
⑧	かご内及び乗降ロビーの操作盤のボタンの点字による表示	有	無	
⑨	乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150cm以上	有	無	
⑩	乗降ロビーに、かごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無	

4 エレベーター	エレベーターを設置する場合の構造	有	無	
	① 籠が、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止	有	無	
	② 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	有	無	
	③ 籠の奥行きは、135cm以上	有	無	
	④ 乗降ロビーは、高低差がなく、その幅及び奥行きは150cm以上	有	無	
	⑤ 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設置	有	無	
	⑥ 籠内に、籠の停止予定階、現在位置を表示する装置を設置	有	無	
	⑦ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設置	有	無	
	⑧ 籠の幅は、140cm以上	有	無	
	⑨ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造	有	無	
	⑩ 不特定かつ多数の者又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー	有	無	
ア 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置	有	無		
イ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造	有	無		
ウ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無		
⑪ エレベーター付近に、当該エレベーターがある旨を表示	有	無		

に、

「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、

(2) 男子用小便器の設置 (床置き式 箇所)	有	無	
-------------------------	---	---	--

を

(2) 床置き式の小便器等の設置 ( 箇所)	有	無	
(3) 便所付近に、当該便所がある旨を表示	有	無	
(4) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房 (オストメイト対応) の設置	有	無	

に、

「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者に」を「車椅子使用者に」に、「車いす使用者が円滑に」を「車椅子使用者が円滑に」に、「車いす使用者用席」を「車椅子使用者用席」に、「車いす使用者対応便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同様式(その2)中「こう配」を「勾配」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者に」を「車椅子使用者に」に改め、同様式(その3)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「溝ふた」を「溝蓋」に改め、同様式(その4)中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「こう配」を「勾配」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に、

5 エレベーター	エレベーター（不特定かつ多数の者の利用に供するもの）を設置する場合の構造	有	無	
	① かごの床面積は、1.83㎡以上＝ cm× cm	有	無	
	② かごの奥行きは、135cm以上	有	無	
	③ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないもの	有	無	
	④ かごの停止予定階、現在位置を表示する装置の設置	有	無	
	⑤ 音声で到着階、戸の閉鎖を知らせる装置の設置	有	無	
	⑥ 出入口の幅は、80cm以上	有	無	
	⑦ かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい制御装置を設置	有	無	

を

5 エレベーター	エレベーターを設置する場合の構造	有	無	
	① 籠が、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止	有	無	
	② 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	有	無	
	③ 籠の奥行き、135cm以上	有	無	
	④ 乗降ロビーは、高低差がなく、その幅及び奥行きは150cm以上	有	無	
	⑤ 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設置	有	無	
	⑥ 籠内に、籠の停止予定階、現在位置を表示する装置を設置	有	無	
	⑦ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設置	有	無	
	⑧ 籠の幅は、140cm以上	有	無	
	⑨ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造	有	無	
	⑩ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー	有	無	
	ア 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置	有	無	
	イ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造	有	無	
ウ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無		
⑪ エレベーター付近に、当該エレベーターがある旨を表示	有	無		

に、

「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、

(2) 男子用小便器の設置（床置き 箇所）	有	無	
-----------------------	---	---	--

を

(2) 床置き式の小便器等の設置（ 箇所）	有	無	
(3) 便所付近に、当該便所がある旨を表示	有	無	
(4) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）の設置	有	無	

に改め、

同様式（その5）中「こう配」を「勾配」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（保健福祉課）



**栃木県規則第19号**

栃木県医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

**栃木県医療法施行細則の一部を改正する規則**

栃木県医療法施行細則（昭和51年栃木県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(申請書等の様式及び部数)			(申請書等の様式及び部数)		
<b>第 2 条</b> 次の表の左欄に掲げる事項に関する書類等の様式及び提出部数は、それぞれ当該中欄及び右欄に定めるところによる。			<b>第 2 条</b> 次の表の左欄に掲げる事項に関する書類等の様式及び提出部数は、それぞれ当該中欄及び右欄に定めるところによる。		
事 項	様 式	提 出 部 数	事 項	様 式	提 出 部 数
1～50 略			1～50 略		
50の2 <u>法第113条第1項の規定による特定地域医療提供機関指定申請書</u>	第50号の2 <u>様式</u>	2部			
50の3 <u>法第118条第1項の規定による連携型特定地域医療提供機関指定申請書</u>	第50号の3 <u>様式</u>	2部			
50の4 <u>法第119条第1項の規定による技能向上集中研修機関指定申請書</u>	第50号の4 <u>様式</u>	2部			
50の5 <u>法第120条第1項の規定による特定高度技能研修機関指定申請書</u>	第50号の5 <u>様式</u>	2部			
51～53 略			51～53 略		
2 略			2 略		

別記様式第50号の次に次の4様式を加える。

第50号の2様式 (第2条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

開設者住所

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人の場合は、名称及び代表者の職氏名〕

特定地域医療提供機関指定申請書

次のとおり特定地域医療提供機関の指定を受けたいので申請します。

## 1 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

## 2 法第113条第1項の指定に係る業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

第1号 救急医療

第2号 居宅等における医療

第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

## 3 添付書類

① 申請概要

② 医師労働時間短縮計画（案）

③ 法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類

④ 法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類

⑤ 法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類

⑥ 法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

第50号の3様式 (第2条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

開設者住所

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人の場合は、名称及び代表者の職氏名〕

連携型特定地域医療提供機関指定申請書

次のとおり連携型特定地域医療提供機関の指定を受けたいので申請します。

## 1 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

## 2 添付書類

- ① 申請概要
- ② 医師労働時間短縮計画（案）
- ③ 法第118条第1項の指定に係る派遣の実施に関する書類
- ④ 法第118条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- ⑤ 法第118条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- ⑥ 法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

第50号の4様式 (第2条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

開設者住所

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人の場合は、名称及び代表者の職氏名〕

技能向上集中研修機関指定申請書

次のとおり技能向上集中研修機関の指定を受けたいので申請します。

1 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

2 法第119条第1項の指定に係る業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

第1号 医師法第16条の2第1項の臨床研修に係る業務

第2号 医師法第16条の11第1項の研修に係る業務

3 添付書類

- ① 申請概要
- ② 医師労働時間短縮計画（案）
- ③ 法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- ④ 法第119条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- ⑤ 法第119条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- ⑥ 法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

第50号の5様式（第2条関係）

年 月 日

栃木県知事 様

開設者住所

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人の場合は、名称及び代表者の職氏名〕

特定高度技能研修機関指定申請書

次のとおり特定高度技能研修機関の指定を受けたいので申請します。



1 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

2 添付書類

- ① 医師労働時間短縮計画（案）
- ② 法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- ③ 法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類
- ④ 法第120条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- ⑤ 法第120条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- ⑥ 法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

栃木県規則第20号

栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和61年栃木県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別記様式第12号（裏）、別記様式第17号（裏）及び別記様式第18号（裏）中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に、「母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター」を「児童福祉法第10条の2第1項に規定するこども家庭センター」に、「第21条第2項第1号」を「第24条第2項第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

栃木県規則第21号

栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県医師修学資金貸与条例施行規則（平成17年栃木県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p align="center"><b>栃木県医師修学資金等貸与条例施行規則</b></p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>栃木県医師修学資金等貸与条例</u>（平成17年栃木県条例第83号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（申請の手続）</p> <p><b>第3条</b> 条例第6条第1項の規定による申請は、知事が別に定める期間内に、<u>修学資金等貸与申請書</u>（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。<u>ただし、栃木県医師修学資金の申請にあつては第4号及び第5号に掲げる書類を、栃木県医師研修資金の申請にあつては第2号に掲げる書類を、それぞれ、添付することを要しない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>医師免許証の写し</u></p> <p>(5) <u>臨床研修（条例第2条第2号に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受けていることを証する書類</u></p> <p>（修学資金等の交付）</p> <p><b>第6条</b> <u>栃木県医師修学資金又は栃木県医師研修資金（以下「修学資金等」という。）</u>は、3箇月分を一括して口座振替の方法により交付する。ただ</p>	<p align="center"><b>栃木県医師修学資金貸与条例施行規則</b></p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>栃木県医師修学資金貸与条例</u>（平成17年栃木県条例第83号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（申請の手続）</p> <p><b>第3条</b> 条例第6条第1項の規定による申請は、知事が別に定める期間内に、<u>修学資金貸与申請書</u>（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>（修学資金の交付）</p> <p><b>第6条</b> <u>栃木県医師修学資金（以下「修学資金」という。）</u>は、3箇月分を一括して口座振替の方法により交付する。ただ</p>

し、条例第3条第2項の規定により栃木県医師修学資金を貸与するときその他特別な理由があるときは、他の方法により交付することができる。

(退学届出等)

**第7条** 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書により知事に届け出なければならない。

- (1) 略
- (2) 臨床研修を中止又は休止した場合 臨床研修中止(休止)届(別記様式第6号の2)
- (3) 略
- (4) 臨床研修に復帰した場合 臨床研修復帰届(別記様式第7号の2)
- (5) 略

2 借受者は、修学資金等の貸与を辞退しようとするときは、修学資金等貸与辞退届(別記様式第9号)を知事に提出しなければならない。

3 略

(貸与契約の解除等の通知)

**第8条** 知事は、条例第8条第1項の規定により貸与契約を解除したとき又は同条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により修学資金等の貸与を休止したときは、その旨を借受者に対して通知するものとする。同条第2項の規定により修学資金等の貸与の休止を受けた者が、復学し、又は臨床研修に復帰したため、貸与を再開するときも、同様とする。

(借用証書)

**第9条** 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに修学資金等借用証書(別記様式第11号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 条例第6条第2項に規定する貸与契約における貸与期間が満了したとき。

(返還等の猶予の申請)

**第10条** 借受者は、条例第10条の規定により修学資金等の返還の債務及び利息の支払の債務(以下「返還等債務」という。)の履行の猶予を受けようとする場合は、猶予の事由が発生した日から10日以内に、修学資金等返還等猶予申請書(別記様式第12号)に、次の各号に掲げる猶予の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 条例第10条第2号に掲げる場合(県の職員として臨床研修\_\_\_\_\_を受けている場合

し、条例第3条第2項の規定により修学資金\_\_\_\_\_を貸与するときその他特別な理由があるときは、他の方法により交付することができる。

(退学届出等)

**第7条** 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書により知事に届け出なければならない。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略

2 借受者は、修学資金\_\_\_\_\_の貸与を辞退しようとするときは、修学資金貸与辞退届(別記様式第9号)を知事に提出しなければならない。

3 略

(貸与契約の解除等の通知)

**第8条** 知事は、条例第8条第1項の規定により貸与契約を解除したとき又は同条第2項\_\_\_\_\_の規定により修学資金\_\_\_\_\_の貸与を休止したときは、その旨を借受者に対して通知するものとする。同項\_\_\_\_\_の規定により修学資金\_\_\_\_\_の貸与の休止を受けた者が、復学\_\_\_\_\_したため、貸与を再開するときも、同様とする。

(借用証書)

**第9条** 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに修学資金借用証書(別記様式第11号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 条例第2条第4号に規定する大学を卒業したとき。

(返還等の猶予の申請)

**第10条** 借受者は、条例第10条の規定により修学資金\_\_\_\_\_の返還の債務及び利息の支払の債務(以下「返還等債務」という。)の履行の猶予を受けようとする場合は、猶予の事由が発生した日から10日以内に、修学資金返還等猶予申請書(別記様式第12号)に、次の各号に掲げる猶予の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 条例第10条第2号に掲げる場合(県の職員として臨床研修(条例第2条第2号に規定する臨床研修をいう。以下同じ。))を受けている場合

を除く。) 臨床研修を受けていることを証する書類

(3)～(5) 略

(6) 条例第10条第6号に掲げる場合 修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難であることを証する書類

2 略

(期間の計算方法)

**第11条** 条例第11条の規定により返還等債務を免除する場合の業務(条例第3条第1項又は第3項に係る借受者にあつては、同条第1項に定める業務に限る。以下この条及び第17条において同じ。)に従事した期間(条例第3条第2項に係る借受者にあつては、当該従事した期間に条例第10条第2号に定める期間を加えた期間をいう。以下同じ。)の計算は、月数によるものとする。この場合において、当該業務に従事した期間中に休職又は停職の期間(業務上の災害又は通勤による災害に起因する休職の期間を除く。)があるときは、当該業務に従事した期間から、当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月の翌月から当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。

(一部免除することができる返還等債務の額)

**第12条** 条例第11条第2項の規定により一部免除することができる返還等債務の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じて得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

(1) 略

(2) 返還等債務の総額から、業務に従事した期間を修学資金等の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値を返還等債務の総額に乗じて得た額を減じて得た額に、2分の3を乗じて得た額

(返還等の免除の申請)

**第13条** 借受者は、条例第11条の規定により返還等債務の免除を受けようとするときは、修学資金等返還等免除申請書(別記様式第13号)に、その事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 略

(書類の提出)

**第14条** 知事は、修学資金等の貸与の目的を達成するために必要があると認めるときは、借受者に対し、成績証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

を除く。) 臨床研修を受けていることを証する書類

(3)～(5) 略

(6) 条例第10条第6号に掲げる場合 修学資金を返還し、及び利息を支払うことが困難であることを証する書類

2 略

(期間の計算方法)

**第11条** 条例第11条の規定により返還等債務を免除する場合の業務(条例第3条第1項                    に係る借受者にあつては、同項に定める業務に限る。以下この条及び第17条において同じ。)に従事した期間(条例第3条第2項に係る借受者にあつては、当該従事した期間に条例第10条第2号に定める期間を加えた期間をいう。以下同じ。)の計算は、月数によるものとする。この場合において、当該業務に従事した期間中に休職又は停職の期間(業務上の災害又は通勤による災害に起因する休職の期間を除く。)があるときは、当該業務に従事した期間から、当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月の翌月から当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。

(一部免除することができる返還等債務の額)

**第12条** 条例第11条第2項の規定により一部免除することができる返還等債務の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じて得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

(1) 略

(2) 返還等債務の総額から、業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値を返還等債務の総額に乗じて得た額を減じて得た額に、2分の3を乗じて得た額

(返還等の免除の申請)

**第13条** 借受者は、条例第11条の規定により返還等債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還等免除申請書(別記様式第13号)に、その事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 略

(書類の提出)

**第14条** 知事は、修学資金の貸与の目的を達成するために必要があると認めるときは、借受者に対し、成績証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

**第18条** この規則に定めるもののほか、修学資金等の貸与に関し必要な事項は、知事が定める。

**第18条** この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、知事が定める。

別記様式第 1 号中「修学資金貸与申請書」を「修学資金等貸与申請書」に、「栃木県医師修学資金の」を「栃木県医師修学資金（栃木県医師研修資金）の」に、「栃木県医師修学資金貸与条例」を「栃木県医師修学資金等貸与条例」に、

- |  |         |
|--|---------|
| 「 1 貸与を申請する栃木県医師修学資金の区分（該当するものを○で囲むこと。）<br>(1) 大学医学課程を対象とする栃木県医師修学資金<br>(2) 知事が指定する大学医学課程を対象とする栃木県医師修学資金                   | を<br>」  |
| 「 1 貸与を申請する栃木県医師修学資金等の区分（該当するものを○で囲むこと。）<br>(1) 大学医学課程を対象とする栃木県医師修学資金<br>(2) 知事が指定する大学医学課程を対象とする栃木県医師修学資金<br>(3) 栃木県医師研修資金 | に、<br>」 |

「大学名」を「大学（研修病院）名」に改める。

別記様式第 2 号中「修学資金の」を「修学資金（研修資金）の」に改め、「学生」の次に「（医師）」を加え、「栃木県医師修学資金貸与条例（）」を「栃木県医師修学資金等貸与条例（）」に、「栃木県医師修学資金貸与条例施行規則」を「栃木県医師修学資金等貸与条例施行規則」に、「修学資金貸与申請書」を「修学資金等貸与申請書」に改める。

別記様式第 3 号中「栃木県医師修学資金貸与条例」を「栃木県医師修学資金等貸与条例」に改める。

別記様式第 5 号中「栃木県医師修学資金」の次に「（栃木県医師研修資金）」を加える。

別記様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第6号の2 (第7条関係)

臨床研修中止(休止)届

年 月 日

栃木県知事 様

研修病院名  
貸与決定番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり臨床研修を中止(休止)したので届け出ます。

- 1 中止(休止)年月日 年 月 日
- 2 理 由
- 3 既借受け期間及び金額 年 月から 年 月まで( 箇月分)  
合計 円借受け

上記のとおり臨床研修を中止(休止)したことを証明します。

年 月 日

研修病院所在地

研修病院名

研修病院長氏名



別記様式第7号の次に次の1様式を加える。

別記様式第7号の2 (第7条関係)

臨床研修復帰届

年 月 日

栃木県知事 様

研修病院名  
貸与決定番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日から臨床研修に復帰したので届け出ます。

上記のとおり臨床研修に復帰したことを証明します。

年 月 日

研修病院所在地

研修病院名

研修病院長氏名



別記様式第9号中「修学資金貸与辞退届」を「修学資金等貸与辞退届」に、「大学名」を「大学（研修病院）名」に、「修学資金の」を「修学資金（研修資金）の」に改める。

別記様式第10号中「大学名」を「大学（研修病院）名」に改める。

別記様式第11号中「修学資金借用証書」を「修学資金等借用証書」に、「栃木県医師修学資金貸与条例」を「栃木県医師修学資金等貸与条例」に改める。

別記様式第12号中「修学資金返還等猶予申請書」を「修学資金等返還等猶予申請書」に、「栃木県医師修学資金貸与条例」を「栃木県医師修学資金等貸与条例」に、「修学資金の」を「修学資金（研修資金）の」に、「大学卒業後」を「大学卒業（研修修了）後」に改める。

別記様式第13号中「修学資金返還等免除申請書」を「修学資金等返還等免除申請書」に、「栃木県医師修学資金貸与条例」を「栃木県医師修学資金等貸与条例」に、「修学資金の」を「修学資金（研修資金）の」に、「大学卒業後」を「大学卒業（研修修了）後」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第12号。以下「改正条例」という。）による改正後の栃木県医師修学資金等貸与条例（平成17年栃木県条例第83号）の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者及び同条例の規定により栃木県医師研修資金を貸与する旨の契約を結んだ者について適用し、同日前に改正条例による改正前の栃木県医師修学資金貸与条例の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の規定に基づいて調製した諸用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(医療政策課)

栃木県規則第22号

指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成11年栃木県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<u>(届出書の様式)</u>		<u>(申請書等の様式)</u>	
<b>第2条</b> 次の表の左欄に掲げる事項に関する届出書の様式は、それぞれ当該各号の右欄に定めるところによらなければならない。		<b>第2条</b> 次の表の左欄に掲げる事項に関する申請書又は届出書等の様式は、それぞれ当該各号の右欄に定めるところによらなければならない。	
1 法第115条の32第2項及び第4項の規定による業務管理体制の整備又は区分の変更の届出	別記様式第1号	1 法第70条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項及び第115条の2第1項の規定による指定又は許可の申請	別記様式第1号
2 法第115条の32第3項の規定による業務管理体制に係る届出事項の変更届出	別記様式第2号	1の2 法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、第86条の2第1項、第94条の2第1項及び第108条第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第	別記様式第1号の2



	1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第107条の2第1項の規定による指定又は許可の更新の申請	
	2 法第71条第1項ただし書及び第72条第1項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）並びに施行法第4条ただし書及び第5条ただし書の規定による指定を不要とする旨の申出	別記様式第2号
	3 法第75条第1項、第89条、第99条第1項、第113条第1項及び第115条の5第1項並びに旧法第111条の規定による変更の届出のうち施行規則第131条第1項、第135条、第137条第1項、第140条の2の2第1項及び第140条の22第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第140条に掲げる事項の変更届出	別記様式第3号
	4 法第75条第1項、第99条第1項、第113条第1項及び第115条の5第1項の規定による事業の再開の届出	別記様式第4号
	4の2 法第75条第2項、第99条第2項、第113条第2項及び第115条の5第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出	別記様式第4号の2
	5 法第91条及び旧法第113条の規定による指定辞退届出	別記様式第5号
	6 法第94条第2項及び第107条第2項の規定による開設許可事項の変更申請	別記様式第6号
	7 法第95条及び第109条の規定による管理者の承認申請	別記様式第7号
	8 法第98条第1項第4号及び第112条第1項第4号の事項に係る広告の許可申請	別記様式第8号
	9 旧法第108条第1項の規定による指定の変更申請	別記様式第9号
	10 法第115条の32第2項及び第4項並びに旧法第115条の32第2項及び第4項の規定による業務管理体制の整備又は区分の変更の	別記様式第10号

届出	
11 法第115条の32第3項及び旧法第115条の32第3項の規定による業務管理体制に係る届出事項の変更届出	別記様式第11号

(指定又は許可を受けた旨の掲示)

第3条 法第70条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項及び第115条の2第1項\_\_\_\_\_の規定により指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示するものとする。

(市町村等への情報提供)

第4条 知事は\_\_\_\_\_、市町村、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1)～(7) 略

2・3 略

(公示)

第5条 法第78条、第93条、第104条の2、第114条の7及び第115条の10\_\_\_\_\_の規定による公示は、それぞれ施行規則第131条の2、第135条の2、第137条の2、第140条の2の3及び第140条の23\_\_\_\_\_に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

(指定又は許可を受けた旨の掲示)

第3条 法第70条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項及び第115条の2第1項並びに旧法第107条第1項の規定により指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示するものとする。

(市町村等への情報提供)

第4条 知事は、第2条の規定による指定若しくは許可又は届出若しくは申出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、市町村、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所又は施設\_\_\_\_\_に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1)～(7) 略

2・3 略

(公示)

第5条 法第78条、第93条、第104条の2、第114条の7及び第115条の10並びに旧法第115条の規定による公示は、それぞれ施行規則第131条の2、第135条の2、第137条の2、第140条の2の3及び第140条の23並びに旧施行規則第140条の2に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

別記様式第1号から別記様式第9号までを削る。

別記様式第10号中「様式第10号」を「別記様式第1号」に改め、「（旧法第115条の32第2項）」、「（旧法第115条の32第4項）」及び「（旧施行規則第140条の40第1項第2号から第4号まで）」を削り、同様式を別記様式第1号とする。

別記様式第11号中「様式第11号」を「別記様式第2号」に改め、同様式を別記様式第2号とする。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により調製した諸用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(高齢対策課)

栃木県規則第23号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富 一

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和63年栃木県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（医療保護入院者の届出）</p> <p><b>第9条</b> 精神科病院の管理者は、法第33条第9項の規定により知事に届け出るときは、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第33条第1項又は第2項の規定による措置 医療保護入院者の入院届（別記様式第6号）</u></p> <p>(2) <u>法第33条第3項後段の規定による措置 特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録（別記様式第8号）</u></p> <p>(3) <u>法第33条第6項の規定による入院の更新 医療保護入院者の入院期間更新届（別記様式第9号）</u></p> <p>2 法第33条第9項の規定による同意書は、<u>同条第1項、第2項又は第3項後段の規定による措置にあつては医療保護入院に関する家族等同意書（別記様式第10号）、同条第6項の規定による入院の期間の更新にあつては医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書（別記様式第10号の2）によらなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（応急入院者の届出）</p> <p><b>第11条</b> 法第33条の6第1項の規定により指定された精神科病院の管理者は、同条第5項の規定により知事に届け出るときは、同条第1項の規定による措置にあつては<u>応急入院届（別記様式第12号）、同条第2項後段の規定による措置にあつては特定医師による応急入院届及び記録（別記様式第13号）により行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（病状報告）</p> <p><b>第13条</b> 略</p>	<p style="text-align: center;">（医療保護入院者の届出）</p> <p><b>第9条</b> 精神科病院の管理者は、法第33条第7項の規定により知事に届け出るときは、<u>同条第1項又は第2項の規定による措置にあつては医療保護入院者の入院届（別記様式第6号）、同条第3項後段の規定による措置にあつては特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項）の入院届及び記録（別記様式第8号）により行わなければならない。</u></p> <p>2 法第33条第7項の規定による同意書は、<u>同意書（別記様式第10号）によらなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（応急入院者の届出）</p> <p><b>第11条</b> 法第33条の7第1項の規定により指定された精神科病院の管理者は、同条第5項の規定により知事に届け出るときは、同条第1項の規定による措置にあつては<u>応急入院届（別記様式第12号）、同条第2項後段の規定による措置にあつては特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録（別記様式第13号）により行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（病状報告）</p> <p><b>第13条</b> 略</p> <p>2 <u>医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、法第38条の2第2項の規定により知事に報告するときは、医療保護入院者の定期病状報告書（別記様式第15号）により行わなければならない。</u></p>

別記様式第3号中「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改める。

別記様式第4号中「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に、「第33条の7第2項入院」を「第33条の6第2項入院」に改める。

別記様式第5号中 「訪問指導等に関する意見」 を 「訪問支援等に関する意見」 に改める。

別記様式第6号中

「 栃木県知事 様

病院名  
所在地  
管理者名

を

「 栃木県知事 様

病院名  
所在地  
管理者名

に、

下記の者が医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

家族等の同意により入院した 年 月 日	年 月 日	今回の 入院年月日	年 月 日	を
		入院形態		

家族等の同意により入院した 年 月 日	年 月 日	今回の 入院年月日	年 月 日	に、
今回の医療保護入院の 入院期間	年 月 日まで	入院形態		

入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名	を
入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名	

入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名	に、
選任された退院後生 活環境相談員の氏名		

「第33条の7第2項入院」を「第33条の6第2項入院」に、

「3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。

4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。

5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。

6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。

7 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

8 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合には2人目を記載すること。

9 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。

10 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。

「3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載すること。

4 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。

5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。

- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。 に改め
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
- 8 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合には2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。 」

る。  
別記様式第 8 号中

「(第33条第 1 項・第 3 項又は第33条第 2 項・第 3 項)」を削り、

「 栃木県知事 様

病 院 名  
所 在 地  
管 理 者 名 を

「 栃木県知事 様

病 院 名  
所 在 地  
管 理 者 名 に、

下記の者が、特定医師の診察の結果、医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第 9 項の規定により届け出ます。

「第33条の 7 第 2 項入院」を「第33条の 6 第 2 項入院」に改める。

別記様式第 9 号を次のように改める。

別記様式第9号(第9条関係)

医療保護入院者の入院期間更新届

年 月 日

栃木県知事 様

病院名  
所在地  
管理者名

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)		
	住所			
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項による入院)	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	
		入院形態		
入院届又は 前回の入院期間更新届での 入院期間	年 月 日まで	本更新後の 入院期間	年 月 日まで	
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ( )	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ( )	3 身体合併症	
	入院又は前回更新日からの治療の内容と、その結果 (更新前の入院期間に係る病状又は状態像の経過の概要) (陳述者氏名 続柄 )			
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向			
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( ) II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( ) V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( ) VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( ) VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( ) VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( ) IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )			

<p>&lt;その他の重要な症状&gt;</p> <p>&lt;問題行動等&gt;</p> <p>&lt;現在の状態像&gt;</p>	<p>1 てんかん発作    2 自殺念慮    3 物質依存 (            )</p> <p>4 その他 (            )</p> <p>1 暴言    2 徘徊    3 不潔行為    4 その他 (            )</p> <p>1 幻覚妄想状態    2 精神運動興奮状態    3 昏迷状態</p> <p>4 統合失調症等残遺状態    5 抑うつ状態    6 躁状態</p> <p>7 せん妄状態    8 もうろう状態    9 認知症状態</p> <p>10 その他 (            )</p>			
<p>医療保護入院の 必要性</p> <p>(患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)</p>				
<p>今後の治療方針 (患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。)</p>				
<p>本更新に係る診察の年月日</p>	<p>年    月    日</p>			
<p>更新が必要と診断した精神保健指定医氏名</p>	<p>署名</p>			
<p>退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について)</p>	<p>医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日 (    年    月    日)</p>			
<p>今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等</p>	<p>氏名</p>	<p>(男・女)</p>	<p>続柄</p>	<p>生年月日    年    月    日生</p>
	<p>氏名</p>	<p>(男・女)</p>	<p>続柄</p>	<p>生年月日    年    月    日生</p>
<p>住所</p>				
<p>1 配偶者    2 父母(親権者である・ない)    3 祖父母等</p> <p>4 子・孫等    5 兄弟姉妹    6 後見人又は保佐人</p> <p>7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日            年    月    日)</p> <p>8 市町村長</p>				
<p>今回の更新に同意をした家族等 (上記の家族等と同じ場合は記載不要)</p>	<p>氏名</p>	<p>(男・女)</p>	<p>続柄</p>	<p>生年月日    年    月    日生</p>
	<p>氏名</p>	<p>(男・女)</p>	<p>続柄</p>	<p>生年月日    年    月    日生</p>
<p>住所</p>				
<p>1 配偶者    2 父母(親権者である・ない)    3 祖父母等</p> <p>4 子・孫等    5 兄弟姉妹    6 後見人又は保佐人</p> <p>7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日            年    月    日)</p> <p>8 市町村長</p>				
<p>法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得</p>	<p><input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした</p>			



たものとみなした場合は、 その旨等	家族等へ通知を発した日 家族等に示した回答期限 (回答期限は、通知を発した日から2週間を経過した日であることに留意)	年 月 日 年 月 日
	通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)	年 月 日 ( <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) 年 月 日 ( <input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )

審査会意見	
都道府県の措置	

記載上の留意事項

- 太線内は、今回の更新にあたって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 本更新後の入院期間の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から6月を経過するまでの間は3月、入院から6月を経過した後は6月を上限とした期限を定めて記載すること。
- 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
- 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、令和5年11月27日付障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。その上で、
  - 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、
  - 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、
  - 医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等
 について記載すること。
- 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合には、2人目を記載すること。
- 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には2つ目を記載すること。
- 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、
  - 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
  - 死亡したとき
  - 意思を表示できないとき
 のいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。(通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。)
- 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。
- 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。



別記様式第10号中「同意書」を「医療保護入院に関する家族等同意書」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。



別記様式第11号中 「訪問指導等に関する意見」 を 「訪問支援等に関する意見」 に改める。

別記様式第12号中

「 栃木県知事 様

病院名  
所在地  
管理者名 を

「 栃木県知事 様

病院名  
所在地  
管理者名 に、

下記の者が応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

<p>応急入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)</p>				を
--	--	--	--	---

<p>応急入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕</p>				に改
--	--	--	--	----

める。

別記様式第13号中 「(第33条の7第2項)」 を削り、

「 栃木県知事 様

病院名  
所在地  
管理者名 を

「 栃木県知事 様

病院名  
所在地  
管理者名 に改

下記の者が特定医師の診察の結果、応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

める。

別記様式第14号中

「 栃木県知事 様

病院名  
所在地  
管理者名

を

「 栃木県知事 様

病院名  
所在地  
管理者名

に、

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規定により報告します。

病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ( )	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ( )	3 身体合併症
生活歴及び現病歴 推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。	(陳述者氏名 続柄 )		
初回入院期間	年 月 日～	年 月 日	(入院形態 )
前回入院期間	年 月 日～	年 月 日	(入院形態 )
初回から前回までの入院回数	計 回		

を

病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ( )	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ( )	3 身体合併症
----	---------------------------	---------------------------	---------

に、

処遇、看護及び指導の現状	隔離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要
	注意必要度	i 常に嚴重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要
	日常生活の 介助指導 必要性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ( )

を

処遇、看護及び指導の現状	隔離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要
	注意必要度	i 常に嚴重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要
	日常生活の 介助指導 必要性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ( )
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との	選任された退院後生活環境相談員 ( ) 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 ( 有 ・ 無 )	

に、

相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)

上記で「有」の場合の紹介状況( )

「強制的性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に、「第33条の7第2項入院」を「第33条の6第2項入院」に、

「3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。

4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。

5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。

6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。

7 重大な問題行動の欄は、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。

8 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。

9 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。

10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

「3 重大な問題行動の欄は、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。

4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。

5 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。に改め

6 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

7 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。

8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」

る。

別記様式第15号を次のように改める。

別記様式第15号 削除

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(障害福祉課)

栃木県規則第24号

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和55年栃木県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考8(1)イ中「404,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(こども政策課)

## 訓 令

### 栃木県訓令第6号

栃木県中央児童相談所  
栃木県那須学園  
栃木県婦人相談所

県立児童福祉施設等職員被服貸与規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

#### 県立児童福祉施設等職員被服貸与規程を廃止する訓令

県立児童福祉施設等職員被服貸与規程（昭和37年栃木県訓令第28号）は、廃止する。

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(こども政策課)

## 監 査 委 員

### 栃木県監査委員訓令第1号

栃木県監査委員事務局

栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県監査委員

#### 栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

栃木県監査委員事務局規程（平成12年栃木県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(文書管理主任の職務) <b>第13条</b> 文書管理主任は、上司の命を受け、事務局における次に掲げる事務に従事する。 (1)・(2) 略 (3) 公報登載_____に関する事。 (4)～(7) 略	(文書管理主任の職務) <b>第13条</b> 文書管理主任は、上司の命を受け、事務局における次に掲げる事務に従事する。 (1)・(2) 略 (3) 公報登載及び官報報告に関する事。 (4)～(7) 略

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。